

徳島県告示第五百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年九月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	有限会社つさぎ調剤薬局
	所 在 地	徳島市富田浜一丁目一番地
指定介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	有限会社つさぎ調剤薬局松茂店
	所 在 地	板野郡松茂町広島字南ノ川三九 二四
サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導	
廃止の届出の受理日	令和三年六月八日	
廃止年月日	令和三年七月三十一日	